公益信託江橋長光記念高齢者福祉基金第二十期決算公告

一、事業概要
茨城県内の高齢者在宅福祉等の事業を行う団体八件に対し、助成金合計九十三万二千円を給付した。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産合計　一、五三七、二三九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、五三七、二三九円
平成二十六年六月三十日
茨城県水戸市南町二丁目五番五号
公益信託江橋長光記念高齢者福祉基金
受託者　株式会社常陽銀行

公益信託『百間川』水とみどり基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
信託目的に合致した六団体に百四万円の給付を行なった。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産合計　四八、六五四、六七八円
負債合計　〇円
正味信託財産　四八、六五四、六七八円
平成二十六年六月三十日
岡山市北区丸の内一丁目一五番二〇号
公益信託『百間川』水とみどり基金
受託者　株式会社中国銀行

公益信託サニクリーン広島環境美化基金第十八期決算公告

一、事業概要
中国地方において、街の清掃活動を行うボランティア等の団体及び個人計二十九件に対し、助成金総額二百二万円を交付した。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産の部
二五、五四〇、九二一円
負債の部
〇円
正味信託財産　二五、五四〇、九二一円
平成二十六年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目一五番二〇号
公益信託サニクリーン広島環境美化基金
受託者　株式会社広島銀行

公益信託広島市まちづくり活動支援基金第十一期決算公告

一、事業概要
広島市内において、自主的なまちづくり活動に取り組む市民活動団体計十四件に対し、助成金総額七百九十五万五千円を交付した。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産の部
六七、六七二、〇二八円
負債の部
〇円
正味信託財産　六七、六七二、〇二八円
平成二十六年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目三番八号
公益信託広島市まちづくり活動支援基金
受託者　株式会社広島銀行

公益信託広島県眼科医会医学研究基金第十九期決算公告

一、事業概要
「広島県眼科医会賞」として二名に対し、助成金六十万円を交付した。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産の部
二五、七六六、九七八円
負債の部
〇円
正味信託財産　二五、七六六、九七八円
平成二十六年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目三番八号
公益信託広島県眼科医会医学研究基金
受託者　株式会社広島銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市露橋一六〇番地、最後の住所山形県南陽市宮崎七七五番地の一
被相続人　亡　嶋貫　幸男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
山形県米沢市中央四―一―一〇　イマムラビル二階　長岡克典法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長岡　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市早稲町二五番地一、最後の住所福島県福島市太田町二三番四九号
被相続人　亡　佐藤　和男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
茨城県潮来市日の出八丁目一二番地六司法書士篠塚健司事務所
相続財産管理人　司法書士　篠塚　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市新道町一五二四番地九、最後の住所群馬県太田市鶴生田町一九七〇番地
五三　鶴生田園　被相続人　亡　尾内　ふく
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
群馬県太田市飯塚町一六三〇番地の三
相続財産管理人　弁護士　川田　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区小仲台三丁目一番、最後の住所千葉市若葉区西都賀五丁目一五番一号
被相続人　亡　大野　はま
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市玉鉾三丁目一二八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川井　幸一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
事務所石川県金沢市御影町二番二号　ＭＩビル二階　さえき司法書士事務所
相続財産管理人　佐伯　知亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市伊勢四丁目二一〇〇番地、最後の住所山梨県北巨摩郡明野村上手五二〇番地特別養護老人ホーム明山荘
被相続人　亡　山本　金世
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三十日
山梨県甲府市中央一丁目一二番二二号マリアージュビル六〇二颯法律事務所
相続財産管理人　弁護士　又川　章

第30期決算公告

平成26年6月30日
愛知県半田市日東町1番地
日鉄住金精圧品株式会社
代表取締役　奥田　秀雄

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,383
	固定資産	3,995
	合計	7,378
負債及び純資産の部	流動負債	3,117
	固定負債	369
	株主資本	3,891
	資本金	480
	資本剰余金	3,411
	利益準備金	59
	その他利益剰余金	3,351
	（うち当期純損失）	（110）
	合計	7,378